

茨城県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について

平成 19 年 3 月 29 日

議決

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長において専決処分することができる事項は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法第 243 条の 2 第 4 項の規定による広域連合の職員の損害賠償責任免除額が、50 万円以下のとき。
- 2 1 件 100 万円以下において、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。